

明治二年成菩提院第四十五世孝健『入院諸記録』

曾根原 理

【解説】

成菩提院（滋賀県米原市）は、南北朝期に貞舜（一三九九～一四二二）によって創設され、中世は代表的な地方の学問寺院（談義所）として知られた天台宗寺院である。近世には寺領百六十石の朱印地を得て、比叡山延暦寺の最上格の末寺（直末）として二十程度の末寺を支配する、地方の拠点寺院であった。

中世史研究の重要な要素として寺院史があったことと比較すれば、近世の寺院についての研究は長く低調であった。近世の天台宗については、天海（一五三六～一六四三）により関東の上方に対する優位が確立したことを除けば、解明されたことは多くなかった。また、各地域における寺院活動の実態についても、研究の蓄積は乏しかったが、近年は変化が見られる。^{〔注1〕}成菩提院の場合も、歴代住職の一部（漢詩人として知られる慈周や、国指定重文の大般若経を納入した豪恕など）^{〔注2〕}について、近代に成立した地誌類で取り上げられる程度であったが、尾上寛伸（一九一二～一九八四）の先駆的研究以来、調査が進展しつつある。^{〔注3〕}ただし、成菩提院自体は多くの文書類を所蔵しており、その悉皆調査によって、研究蓄積の薄い近世天台教団の歴史などをさらに解明することが可能である。筆者は、当初は聖教、後に近世文書の整理と調査を手がける機会に恵まれたことから、同寺の歴史について多少の知見を得た。今回はその

中から、近代初期の史料について若干の紹介を行いたい。

成菩提院が所蔵する簿冊は、中世後期から近代まで、少なくとも六百点程度が残存している。^{〔注4〕}本史料はその中で、主に第四十四世鳳亮の引退と逝去、第四十五世孝健の就任という、近代初期の住職交替を扱った写本である（縦二四・六×横一六・六糎米、楮紙袋綴）。具体的な書類のやりとり、末寺・檀那・地域への周知、着任時の儀礼など、他ではなかなか見られない詳細な様子が記述されている。また後述のように、近世から近代に移り変わる転換期の特色も読み取ることができるようになる点からも貴重な史料といえる。以下、後掲の翻刻に便宜的に付した①～⑯の番号に従って概要を説明する。

①は鳳亮・孝健を含む歴代住職の一覧で、三十八世豪恕（享和二年就任）から四十六世良灌（明治六年就任）までの記事を含む。特に、住職が着任しない「御兼帯」や「御預り」の期間が明示され、当時の状況が確認できる点は、他の史料（近代以降成立の歴代住職一覧など）と異なる価値を持つ。

②以下は、四十四世鳳亮から四十五世孝健への住職交替をめぐる書類の控である。鳳亮は慶応二年（一八六六）に比叡山延暦寺の安禅院住職から成菩提院住職に転じた。その約二年後、彼の逝去という事態をうけ、成菩提院の運営の中核となる「院代」の全性院（鑑代）とも称す）と

役人（宮川・吉村など）および檀那と末寺の代表者らが、先々代住職で東叡山松林院住職に転じていた義孝に相談し、その「差函」に沿って、明治二年三月に孝健（注5）に対し、連名で住職就任の嘆願書を送った②。そこで了解が得られたらしく、住職鳳亮名義（実際はこの時点で逝去）で教団の上位者に対し、病気による隠居および孝健への代替わりを願った③。延暦寺一山の善光院（後見役か）からの「添状」も出された④。その後の経緯をまとめた記述が⑤に見られる。

鳳亮の隠居と孝健への交替は認められ、天台宗を代表する三門跡（妙法院・青蓮院・梶井）の院家の連名で、四月にさかのぼって承認書が作成された⑥。それを受け取った経緯の記録⑦、成菩提院の役人から有力な末寺（松尾寺と観音寺）への通知⑧が記されている。

七月時点の通知として、成菩提院あて⑨、善光院あて⑩が作成された。それに対し、成菩提院の役人・末寺および檀家の代表から請状が出されている⑪。

次に末寺や檀方に対し、院家を通じ三門跡の意思（「寺院相続専要」）が伝えられた⑫。それをうけて、成菩提院の寺家から関係者（末寺・檀家・講中）に回状が回覧された⑬。⑫⑬からは、末寺や檀方だけでなく「大師講中」も住職交替の関係者であったことが窺えるが、相互の関係の内実については、なお今後の調査を要する。

⑭⑮は新任職孝健の入院を扱う。まず⑭は、成菩提院の寺家から、有力な末寺の一つである谷汲山華嚴寺（岐阜県掛妻郡掛妻川町）に送られた通知で、後任が無事孝健に決定したことを報せ、一山内に周知するよう指示している。⑮は新任職を迎える準備として、寺家から門前百姓たちに、道路整備や掃除などの命じられたことが記されている。⑯ではいよいよ、新任職が叡山の麓の坂本を船で出発し、米原湊に到着し一泊した後、末寺の泉明院（米原市柏原、成菩提院から三キロメートル弱）

に入り二泊し、関係者の挨拶をうけ準備を整える様子が記録されている。⑰はその後の入院の儀式の記録である。玄関に駕籠を横付けし、本堂で本尊参詣、護摩堂や常行堂を回り、その後周囲の諸堂社に参り、客殿に入って什物等の引き渡しを行い、末寺や檀那などの代表と対面する様子が細かく書かれている。最後に、対面後の宴会の献立が記録されている⑱。

第四十四世鳳亮は、維新の混乱の中で明治元年（一八六八）に逝去した。翌二年に新任職となった孝健は、同四年（一八七二）の寺社領上知に対応するなど、困難な時期の寺院経営を担当した。そうした時代背景は、「御一新の折から」無住の寺では寺領確保が危ういという檀家たちの意識②や、「時節柄に付き先例に拘らず格別手軽」にセレモニーを進めたいという寺側の意識⑬に表れている。

明治維新时期は、日光の輪王寺門跡が廃止され、叡山の三門跡も時代の波に洗われたが、末寺レベルを含む動向についてはなお未解明の点も少なくない。成菩提院の代替わりに際し延暦寺が関与する様子⑥⑯も、そうした観点から徳川時代の事例との比較を促す興味深い事例ではないだろうか。近世の天台宗教団は、輪王寺門跡配下の寛永寺の役僧（執当以下）に左右される側面が強いと考えられているが、成菩提院のような形式的には延暦寺の末寺であった西国寺院が、寛永寺と延暦寺の間でどのように位置づけられていたかは、なお今後の解明が必要である。（注7）加えて、地方寺院の上下関係や寺院ネットワーク、寺家の運営メンバーや役割分担など、関心がさまざまに広がる記述も本史料には散見する。現時点では、細かな点まで十分に理解は行き届かないが、今後の史料調査を通じて、より正確な内容把握を期したい。

【翻刻】

（凡例）

- ・字体は新字体を用いる。句読点は私に加えた。
- ・闕字や平出は原本に従う。改行は／で示し省略した箇所がある。
- ・解説の都合上、①～⑱の番号を付した。

（表紙）

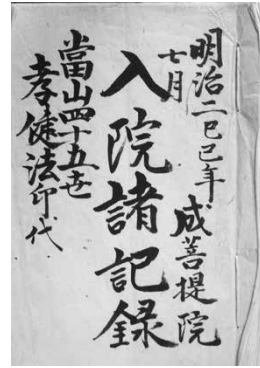
「明治二己巳年 成菩提院

七月

入院諸記録

当山四十五世

孝健法印代



（本文）

①当山近年御世代順

- 一 三十八世 山門 正覚院前大僧正豪想法印御兼帯
享和二戌年ヨリ／文政七申年迄 式十式ケ年
内末三ケ年^ハ、山門靈山院預^リ、
文政七申年四月二十四日、豪想大僧正遷化、江州愛知郡松尾村之産、
- 一 三十九世 円体法印
東台御内御書記嚴浄院^ト云、信州妙義山御留守居ヨリ
転住、当代大雪^ニ而^ニ本堂崩^レレ、
文政四辛巳年十二月ヨリ／天保四巳年迄 十三ケ年

同年五月十二日於当院寂、

一 東台 維摩院／本覚院 両院御預^リ 六ケ年

円体法印遷化後三ケ年御預^リ、

跡天保九戌年迄、亦三ケ年御預、

一 四十世 周円法印 九ケ年

前兩院御預^リ、中為御留主居御勤、御朱印御改^ニ東台下向、

山門鶏頭院住職、天保九戌年右院ヨリ転住弘化三年年

迄、同年十一月二十三日於当院^ニ寂、産江戸御家人出、

一 山門 鶏足院^后惠心院前大僧正真洞／覚常院 両院御預^リ 七ケ年

弘化三年年周円法印遷化后三ケ年御預^リ、嘉永五子年

迄七ケ年之間当山大借仕法中也、

一 四十一世 亮秀法印 三ケ年

嘉永五子年山門大慈院ヨリ転住、元三州瀧山御別当所

留主居浄心院住職、嘉永七寅年瀧山下向於同山^ニ同年

十二月晦日寂、尾州藩産、当山本堂再建金百兩寄附、

一 山門 惠心院真洞僧正御預^リ 三ケ年

亮秀法印遷化后嘉永七寅年ヨリ安政三辰年迄御預^リ、

一 四十二世 真洞大僧正 四ケ年

安政四巳年ヨリ亦跡御預^リ之处、当年御朱印於二条御

役所^ニ頂戴可被仰付候处、無住^ニ而^ハ御下^ケ無之、依^而

俄^ニ東台願上^ケ御聞濟、住兼帯被仰付御朱印無滞頂戴、

安政七申年御預^リ、文久三亥年四月九日於山門真洞大

僧正寂、

一 四十三世 義孝法印 五ケ年 ^{東台教衆徳善房^ニ而住職之事}

万延元申年三月於東台住職万端相濟、文久三壬戌年五

月御入院、元治元子年正月東台松林院^江転住^ニ相成、

尤義孝法印住職跡御預_リ中_ニ当山修覆行届候事、

一 東台松林院義孝法印御預_リ 三ヶ年

元治元子年ヨリ寅年迄三ヶ年、当山玄関再建之事、

一 四十四世 鳳亮法印 三ヶ年

慶応二寅年五月山門從南谷安禪院転住、明治元辰年十

二月二十二日於当山_ニ寂、

一 四十五世 孝健法印 五ヶ年 巳年五月隱居

山門從松寿院明治二巳年七月転住、

一 四十六世 良灌法印

明治六癸酉年五月從石寺光善寺転住、

②一簡啓上仕候、春暖之節御座候処、先以院家様益御安泰被遊御座、恐
悦至極奉存候、然者当院御後住之儀東台松林院御院主様_江御同奉申上候
処、即今

御一新之折柄御無住_ニ而者忽寺領安堵之儀心痛至極_ニ付、早速御住職可
相願、就_而者 院家様_ニ者一入御迷惑奉恐察候得共、義孝法印・鳳亮法
印兩御身代一寺御再興之御積_リを以、是悲共_非当院_江御転住被成下候様、
委細松林院様より被仰進候筈_ニ候得者、於当院も銘々共より御願可申上
旨、御差図之次第も有之候_ニ付、去月中末寺・檀方重立候もの立会談判
仕候処、

院家様御転住被成下候_ハ、一同之懇願_ニ相叶候趣_ニ而申聞候間、院代全性
院_并宮川三左衛門・吉村逸平之内登山御依願可奉申上手合罷在候得共、
三左衛門・逸平共甚多忙不得寸暇、無余儀延緩_ニ相成、漸練合来_ル十日
頃_ニハ、登山之心得_ニ罷在候処、今般理明房様御差向被成下、委細御懇篤
之御意被仰越被成下、何共恐縮之至_リ難有仕合_ニ奉存候、甚失敬_ニ候得
共任御意_ニ今般別紙御願書_并印形旧記一冊、隨身全性院義理明房様御同

道奉差上候間、同院より御聞取被成下度奉願上候、尤

御一新之折柄旧格_与者御模様変_リ候義も可有之_与奉存候、乍恐其御筋直
御周旋被成下、首尾能御聞濟相成候様御取扱之程奉願上候、先者右之段
奉申上度如斯御座候、恐惶謹言、

巳三月八日

檀方惣代 遠藤庫次

同 殿村織之助

同 末寺惣代 成就院

同 勸善院 樋口権左衛門

同 吉村逸平

同 宮川三左衛門

同 全性院

欣浄院家様 御侍史

③(朱書)「願面之儀_者奉書半切_ニ相認_メ候事、上包之儀者美濃紙折掛之事」
奉願上候口上

一 拙僧儀去_ル丑年十二月山門從安禪院当院_江転住被 仰付候_ニ付寺務
相統罷在候処、近年病身_ニ罷成寺役法用難相勤候間、隠居被
仰付被 成下、後住之儀者厚法縁も有之候、殊_ニ末檀帰依懇願仕罷在
候得者、山門松寿院前住孝健_江住職被

仰付候様奉願上候、何卒出格之御憐愍を以右願之通 御許容被 成下
候_ハ、無滞寺務相統可仕_与難有仕合奉存候、以上、

明治二巳年六月廿日 成菩提院 「寺印」
御殿代 御用席御中

④ (朱書) 「用紙柳川半切ニ御認相成美濃紙上包折掛ケ」
奉願上口上覚

明治二年四月

妙法院宮院家 久遠成院大僧都完洞 花押
青蓮院宮院家 宝光明院大僧都亮暁 花押
梶井宮院家 大観心院大僧都行全

一 江州柏原成菩提院義、去ル丑年願之通住職被 仰付寺務仕罷在候処、
近年病身ニ罷成寺役難相勤候ニ付、今般隱居被
仰付被 下候様奉願上候、尤後住之儀者厚因縁も御座候上末檀一同帰
依仕候間、何卒南谷松寿院前住孝健江被仰付被下候様奉願上候、右願
之通住職被 仰付被下候ハ、難有仕合奉存候、此段御序之節宜預御沙
汰度、以上、

巳六月

善光院 無印

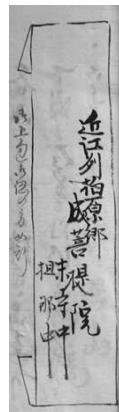
御殿代 御用席

右願書持参ニ而院代全性院義理明房様御同伴ニ而坂本教主院様御里坊江
罷出

欣浄院家様ニ御面会奉申上、善光院様より右御添願書出 御殿代江御差
出ニ相成候事、

⑤ 一 当四月右願面 御用席江善光院様より御差出ニ相成、既ニ御沙汰与可
相成処、横川院内禪定院御方より、今般御住職一条ニ付関係筋 御殿
代江被仰上、右ニ付彼是入纏れ御下知延引ニ罷成、其内欣浄院家様より
御往覆之次第、且者六月宮川三左衛門態々登山次第柄之儀者、鳳亮法印
御隠居願記録別帳ニ委敷留置候間、右一条之儀者此処ニ書略いたし、依
而七月御沙汰ニ相成申候事、

(封紙の図)
「近江州柏原郷／成菩提院／
末寺中／檀那中」
(朱字)「御上包御認メ方如斯」



成菩提院
末寺中
檀那中

⑦ 一 逸平・三左衛門直様登山之事

右御令旨御下ケニ相成七月盆前 院家様御下部為飛脚御持セ被下置、院
内一同安心大悦之至、御入院打合方盆後之日限大旨廿三四日頃被仰越、
御受返書差上置候事、但金ニ朱、下男使之者江遣ヌ

⑧ 一 御令旨御受廻状之事

以廻状得御意候、然者当院御住職之御儀ニ付、今般
御令旨奉頂戴候間、来ル十五日各御登山之上拜見御受可被成候、
右御案内得貴意如此ニ御座候、以上、
七月十一日

寂照山 鑑院
役人

⑥ (朱書) 「朱／御印」但大タカダンシ、タテ紙ニ御認メ、上包同紙之事」
近江州柏原郷成菩提院願之通隱居 御免、後住山門松寿院前住孝健江住
職被 仰付之間、向後弥遂入魂寺院相統專要之旨、依
三御門跡令旨執達如件、

(朱書) 「朱御印」梶井」

松尾寺
観音寺
御役者中
志通

追^而御登山之節、惣印無御失念御持參可被成候、
廻章同文言之事

尚々御銘々印形無失念御持參可被成候、

殿村数馬殿

遠藤庫次殿 壹通

但^シ講中^江御受印案内之儀者、其時節之最寄勝手^ニ兩人計加印相触候事、

用紙奉書半切美濃紙包

⑨其院儀、去^ル丑年十二月從山門安禪院轉住被

仰付候^ニ付、寺務相統罷在候處、近來病身^ニ付、寺役法用難相勤候間、

隱居 御免、後住之儀者山門松寿院前住孝健儀厚法縁も有之、殊^ニ末檀

一同帰依懇願候間、何卒出格之

御憐愍を以同院^江住職被

仰付候様被願上之趣則及御沙汰候處、無余儀筋^ニ付、右願之通被

仰付候間、此段敬承可有之候、不宣、

七月六日

大觀心院 行全 花押
宝光明院 亮惇 花押
久遠成院 完洞 花押

柏原 成菩提院

⑩江州柏原成菩提院義、去^ル丑年願之通住職被 仰付、寺務罷在候處、

近來病身^ニ付寺役難相勤候間、今般隱居御免、後住之儀者松寿院前住孝

健義厚因縁^茂有之、末檀一同帰依懇願候間、同院^江住職被 仰付候様被

願上之趣、則及御沙汰候處、御別条不被為在候間、右願之通被 仰付候

条、此段承知可有之候、不宣、

七月六日

大觀心院

善光院

宝光明院
久遠成院

⑪(朱書)「上直^(紙)堅紙^ニ相認メ美ノ紙上包之事」

乍恐以書附御請奉申上候

一 今般柏原郷成菩提院病氣^ニ付、願之通隱居

御免、後住山門松寿院前住孝健^江被

仰付之旨、以

御令旨被 仰渡一統難有奉敬承、依之御請奉申上候、以上、

明治二己巳年七月

大師講中 殿村数馬 印

吉村逸平 印

宮川三左衛門 印

末寺惣代 觀音寺 印

松尾寺 印

御殿代 御用席御中

⑫一 末山^并講中惣檀方中^江相廻^シ候

御令旨之写、御入院日限案内之事

用紙大杉原一ツ折之事

近江州柏原郷成菩提院、願之通隱居 御免、後住山門松寿院前住孝健

江被 仰付之間、向後弥遂入魂、寺院相統專要之旨、依

三御門跡令旨執達如件、

明治二年四月

妙法院宮院家 久遠成院大僧都 完洞 花押

青蓮院宮院家 宝光明院大僧都 亮惇 花押

梶井宮院家 大觀心院大僧都 行全 花押

成菩提院 末寺中
檀那中

右之通

御令旨致^(到)至來候間、此段敬承可有之候、以上、

七月

鑑院 全性院 印
役人 印

西川瀨右衛門殿

吉村左八郎殿

殿村數馬殿

遠藤庫次殿

樋口三郎兵衛殿

宮川多門殿

大津泰藏殿

竹腰八左衛門殿

同 李太夫殿

同 右兵衛殿

同 庄右衛門殿

同 市兵衛殿

桑原義作殿

右廻章拜見之上各御請印可被成候、以上、

右右廻章^ニ相認^メ候事、

一 末山同文言之事、

松尾寺

觀音寺

大吉寺

名超寺
石堂寺

安能寺

泉明院

日光寺

常福寺

三光院

玉泉院

右末山^江廻章^ニ相認^メ候事、

柏原宿 檀那中

清瀧村 檀那中

河内村 檀那中

須川村 檀那中

大^(野)ノ木村 檀那中

杉沢村 檀那中

長岡村 檀那中

常喜村 檀那中

北池村 檀那中

名越村 檀那中

右惣檀方中^江廻章^ニ差出候事、

⑬以廻章得貴意候、然者

御院主御儀、来^ル廿四日当地御入院之御事^ニ御座候処、御時節柄^ニ付、

先例^ニ不拘格別手輕之御儀^ニ付、其御心得^ニ而^ニ同五ツ時迄^ニ各御登山可被

成候、此段御案内得貴意候、以上、

七月十九日

寂照山 鑑院 印

役人 印

追而着用之儀者、麻上下御隨身可被成候、

同 市兵衛殿

一 惣檀方中江同文言二而三老通

柏原宿 檀方中

清瀧村 檀方中

河内村 檀方中

須川村 檀方中

大野木村 檀方中

杉之沢村 檀方中

長岡村 檀方中

常喜村 檀方中

名越村 檀方中

北池村 檀方中

追而着用之儀者、麻上下御隨身可被成候、

追而着用之儀者、素絹直綴五條、御隨身可被成候、

一 大師講中同文言二而三老通

西川瀬右衛門殿

吉村左八郎殿

殿村数馬殿

遠藤庫次殿

桑原儀作殿

樋口三郎兵衛殿

宮川多門殿

大津泰藏殿

竹腰奎太夫殿

竹腰孫八郎殿

同 右兵衛殿

同 庄右衛門殿

追而着用之儀者、麻上下御隨身可被成候、

一 惣檀方中江同文言二而三老通

柏原宿 檀方中

清瀧村 檀方中

河内村 檀方中

須川村 檀方中

大野木村 檀方中

杉之沢村 檀方中

長岡村 檀方中

常喜村 檀方中

名越村 檀方中

北池村 檀方中

追而着用之儀者、麻上下御隨身可被成候、

⑭一 谷汲山江案内上半切ニ相認メ、美濃末寺回状人足ヲ相廻し候事

以手紙得御意候、残暑之節御座候所、益御安康被成御座珍重御儀奉存候、然者当山御院主御儀御病氣ニ付願之通御隠居、御後住之儀者山門

松寿院御前住孝健法印江被

仰付、来ル廿四日御入院ニ相成候間、右為御御知得貴意候、此旨其御重複

山各院江御沙汰被下度候、恐惶謹言、

七月十九日

全性院

宮川三左衛門

吉村逸平

谷汲山 御役者中

⑮ 一 兩門前繩手并瀨右衛門屋敷敷際迄道造り之儀者、任先例ニ門前百

姓中一日惣出ニて掃除万端相繕い為致候事、

但先規者柏原庄屋方江書面を以申入候ハ、市場寺前掃除、樹木枝出は
り候分等夫々宿方より伐取差図等有之候得共、此度之儀者御一新ニ
而出格之質素故、宿方江沙汰不申候事、

⑯ 一 御院主様御儀、七月廿一日坂本教王院御里坊御乗舟ニ而、米原湊

本陣北村源十郎方江御着、御一泊被遊候事、

但、御上壺人、御小僧壺人、侍壺人、下男壺人

北村源十郎方御泊リ料直ニ御払相成、茶料百疋被遣候事

一 翌廿二日、明星山泉明院江御着被遊候事、

但、御荷物之儀者米原湊より通し馬ニて当院附送リ候之事、

泉明院江御着之趣下男申來候事、

殿村数馬、途中迄御迎ニ罷出候事、

出入方久五郎、泉明院江遣シ置候事、

夜具かや引戸其外御入用之品々并同所御滞留中入用向之品見計、

前以遣し置罷在候事、

一 七月廿二日吉村逸平御伺ニ泉明院江罷出候事、

一 同廿三日全性院・宮川三左衛門御伺ニ罷出候事、

⑰ 七月廿四日御入院之事 雨天

一 御案内壺人 太道ノ袴羽織

一 引戸駕籠 六尺四人門前

一 侍壺人

一 御草履杖持兼壺人 下男

一 兩掛 壺荷

合羽籠 壺荷

一 跡より宮川三左衛門 壺人限り

一 今朝より雨天之儀ニも有之候間、末檀出迎之儀者一同相止メ候事、

一 御門前江末山・檀方惣代、御出迎之事、

一 御玄関江全性院・吉村逸平、御出迎之事、

一 御玄関江御駕横附、同所より本堂江直ニ御參詣、御案内全性院・吉村

逸平、

一 本尊開扉 着座 末山各院・講中・檀方惣代

一 護摩堂

一 当山御世代常行堂

一 以上、本堂之内

一 次、山王・弁才天・水神、何れも山下・山上相隔候故、

一 次、般若殿・地藏堂 別殿

一 次、客殿於上段之間、御朱印・諸什物帳引渡

一 下段 全性院・吉村逸平・末山講中

一 御名代・御法類ニ而是迄御立会有之候得共、鳳亮法印御法縁、且是

一 迄内外万端御承知之御事故、御立会無之、御朱印之儀者昨辰年大

一 政官江差出置候事、

一 上段於御次之間ニ毛氈敷之、末山・講中・檀方惣代前々御目見江相濟

候事、

一 但御手昆布、壺兩人ツ、村々より罷出頂戴之事、

御床雜摩居士軸

一 次於御居間、御祝酒院内計、御土器三組三宝、御肴梅干・昆布三宝、

一 全性院・宮川三左衛門・吉村逸平・樋口権左衛門・殿村数馬

一 右相濟、御平服御膳御酒、已上、

⑱ 献立

一 土器 三宝

一 御肴

一 御吸物 寒晒・青ミ

本膳

皿 汁

小皿香之物

坪 飯

平／猪口／肴／同／同

中通り以下通し

皿 汁

猪口

坪 飯

平 酒三献／壺／式／三

凡人数七拾人前用意

一 上 御老人

一 院中下 拾老人

一 末山 九人

一 講中 九人

一 檀方惣代 拾人余

一 門前 拾七人

一 新井みえ^ハ式人前送^ル

一 ム凡七拾人前

一 白酒

一 酒

御老人前之事

右者廿四日九ツ時前、無御滞御入院相濟、夫々御祝膳部差出、七ツ時迄^ニ相片付候事、

一 京丸屋五兵衛御手伝^ニ一日罷出候事、

〔付記〕この史料紹介は、二〇一五・二〇一六年度東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点 一般共同研究「成菩提院所蔵近世史料の研究資源化」の成果の一部である。作成にあたっては、成菩提院現住職の山口智順師に、史料利用に関する格別の御高配を賜わった。改めて感謝申し上げたい。

注

(1) 近世延暦寺の全体像解明に取り組む藤田和敏氏の一連の研究（「近世延暦寺組織構造の基礎的考察」『天台学報』五三、二〇一一年など）や、地域の事例発掘に取り組んだ和泉市史編さん委員会編『横山と槇尾山の歴史』（和泉市の歴史一）（ぎょうせい、二〇〇五年）、同『松尾谷の歴史と松尾寺』（同、二〇〇八年）など、目だった進展が見られる。

(2) 寒川辰清編『近江国輿地志略』（二七三四年）から滋賀県坂田郡役所編『坂田郡志』全三卷（一九一三年）、滋賀県教育委員会編『近江人物志』（文泉堂、一九一七年）などを経て、さらに滋賀県坂田郡教育会編『改訂近江国坂田郡志』全八卷（一九四一〜一九四五年）が編纂された。同書は『山東町史』（一九八六年）など、その後の自治体史の記述の基礎となっている。

(3) 尾上『日本天台史の研究』（山喜房、二〇一四年）にまとめられた一九六〇年前後以降の諸論考、福田栄次郎『成菩提院文書』の総合的研究（『明治大学人文科学研究所紀要』四五、一九九九年）、青柳周一「米原市柏原成菩提院所蔵の近世史料調査について」（『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』四三、二〇一〇年）などで大筋をたどることが出来る。

(4) 注3 福田論文に、「…近世文書のうち、書冊文書は天正十九年十二月〔田

「古新帳」を上限として概数五百点・七百冊である」とあり、それに同論文の「近代書冊文書」から近代分を加えた。

(5) 孝健は嘉永五年(一八五二)に松寿院の住職に着任し、元治元年(一八六四)に隠居している。同寺は藤堂家との関係を背景に、恒常的に院室号を得る格式を持っており(藤田和敏「近世延暦寺における院室制度」『天台学報』五七、二〇一五年参照)、本資料から「欣浄院」が孝健の院室号であったと推測される。

(6) 一月五日の太政官布告により、旧大名領と同様に、寺社領についても境内地を除く「私有」が否定された。当時の成菩提院領の状況については『山東町史』本編(一九八六年)九七九〜九八〇頁参照。

(7) たとえば法印・権僧都までの補任は延暦寺で執行できるが、それ以上は勅許が必要となり寛永寺執当を通じて補任された(高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年、一四八頁)。一方で院室授与の権限は輪王寺門跡に吸収されず、京都の門跡の手に残されていた(注5藤田論文)。